

八尾市立病院維持管理・運営事業
サービスの対価の算定方法

平成15年1月

八尾市

1 基本的な考え方

市は、定期的にモニタリングを行い、事業契約に定められた業務要求水準が達成されていることを確認した上で、八尾市立病院維持管理・運営事業（以下、「本事業」という。）に係るサービスの対価を特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、運営開始後、事業契約に基づく事業期間終了時まで支払う。

なお、本事業は、PFI事業であり、事業概要書等に定める病院施設等の一部整備業務、建設・設備維持管理（ファシリティ・マネジメント）業務、病院運営業務（医療法に基づく政令8業務）、その他病院運営業務をSPCの責任で一体のものとして提供する。従って、市は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として、事業期間にわたり支払うものとする。

2 支払いの種類と算定方法

サービスの対価の算定方法は、医療機器類の更新業務にかかる対価、及び、総合医療情報システムの運営、保守管理業務を除き、次の2つのタイプのいずれか、あるいは、組み合わせとする。

タイプA：需要等に関係なく当初事業契約に定められた一定額が支払われるもの

タイプB：実需要数等を勘案して支払われる額が変動するもの

ただし、いずれも、モニタリングの結果等により減額措置の適用をうける。

市と選定事業者は、選定事業者の二次審査（提案審査）の際の提案を基に協議の上、算定方法の詳細を決定し、事業契約に定め、年4回、消費税を加えた金額をSPCに支払う。

3 算定基準

（1）病院施設等の一部整備費

病院施設等の一部整備費は、次の場所において、病院にふさわしいアメニティの向上が図られるための施設を整備するための費用について、タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

病室

デイルーム

まちなかステーション

（2）維持管理費

維持管理費は、次の業務に対する費用で構成され、全て、タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

設備管理業務

外構施設保守管理業務

警備業務

環境衛生管理業務

植栽管理業務

(3) 病院運營業務(医療法に基づく政令8業務)の対価

検体検査業務

検査項目ごとに単価を定め、実績に基づき、タイプBとしてサービスの対価を算定する。
 応募者は、検査項目別に単価を提案する。

算定式

$$\boxed{\text{当該月のサービス対価}} = \{ (\text{検査項目別単価}) \times (\text{検査項目別検査件数}) \}$$

滅菌消毒業務

外来患者数、入院患者数、手術件数の3つの指標に対して、5つのレベルを設定し、実績に基づき、タイプBとしてサービスの対価を算定する。

応募者は、基準額(すべての指標がレベル3の範囲にある場合の支払額)を提案するとともに、指標ごとに各レベルにおける支払いの変動係数(A_i, B_i, C_i)を下表に示す範囲内で提案する。

算定式

$$\begin{aligned} & \text{(当該月のサービス対価)} \\ & = (\text{基準額}) \times 1/10 \times \{ (\text{外来重み}) \times (\text{係数1}) + (\text{入院重み}) \times (\text{係数2}) \\ & \quad + (\text{手術重み}) \times \text{係数3} \} \\ & \quad \text{ここに、(外来重み)}=1.0, (\text{入院重み})=1.0, (\text{手術重み})=8.0 \end{aligned}$$

係数1：外来患者数(月毎・日平均)

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
患者数	800人未満	800人以上 1,000人未満	1,000人以上 1,300人未満	1,300人以上 1,500人未満	1,500人以上
支払係数	A ₁	A ₂	1.00	A ₄	A ₅
提案の範囲	0.7<A ₁ <1.0	0.8<A ₂ <1.0	-	1.0<A ₄ <1.2	1.0<A ₅ <1.3

* 支払い係数A_i： 上表に示す提案の範囲内で応募者から提案を受ける。

係数2：入院患者数(月毎)

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
実患者数	300人未満	300人以上 340人未満	340人以上 360人未満	360人以上 370人未満	370人以上
支払係数	B ₁	B ₂	1.00	B ₄	B ₅
提案の範囲	0.8<B ₁ <1.0	0.9<B ₂ <1.0	-	1.0<B ₄ <1.04	1.0<B ₅ <1.06

* 支払い係数B_i： 上表に示す提案の範囲内で応募者から提案を受ける。

係数3：手術件数(月毎)

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
件数	225件未満	225件以上 250件未満	250件以上 275件未満	275件以上 300件未満	300件以上
支払係数	C_1	C_2	1.00	C_4	C_5
提案の範囲	$0.8 < C_1 < 1.0$	$0.9 < C_2 < 1.0$	-	$1.0 < C_4 < 1.1$	$1.0 < C_5 < 1.14$

* 支払い係数 C_i ： 上表に示す提案の範囲内で応募者から提案を受ける。

食事の提供業務

普通食・軟食・流動食・特別食・治療食等の提供食数に対して、5つのレベルを設定し、給食材料の調達費を含む一食あたりの単価を定め、実績に基づき、タイプBとしてサービスの対価を算定する。なお、メニュー作成、配膳等の管理業務にかかる費用は上記単価に含む。

応募者は、各レベルにおける一食あたりの単価 (D_i) を提案する。

算定式

$$\boxed{(\text{当該月のサービス対価}) = (\text{単価}) \times (\text{実績食数})}$$

単価 (月毎)

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
提供食数	22,000食未満	22,000食以上 24,000食未満	24,000食以上 26,000食未満	26,000食以上 28,000食未満	28,000食以上
単価	D_1 円/食	D_2 円/食	D_3 円/食	D_4 円/食	D_5 円/食

* 単価 D_i ： 応募者から提案を受ける。

医療機器の保守点検業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

医療ガスの供給設備の保守点検業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

洗濯業務等

品名ごとに単価を定め、実績に基づき、タイプBとしてサービスの対価を算定する。応募者は、品名別に単価を提案する。

算定式

$$\boxed{(\text{当該月のサービス対価}) = \{ (\text{品目別単価}) \times (\text{品目別洗濯量}) \}}$$

清掃業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

(4) その他病院運営業務の対価

医療事務業務

外来患者数、入院患者数の2つの指標に対して、5つのレベルを設定し、実績に基づき、タイプBとしてサービスの対価を算定する。

応募者は、基準額（2つの指標がレベル3の範囲にある場合の支払額）を提案するとともに、指標ごとにレベルにおける支払いの変動係数（ E_i, F_i ）を提案する。

算定式

$$\text{〔当該月のサービス対価〕} = (\text{基準額}) \times (\text{係数1}) \times (\text{係数2})$$

係数1：外来患者数（月毎・日平均）

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
患者数	800人未満	800人以上 1,000人未満	1,000人以上 1,300人未満	1,300人以上 1,500人未満	1,500人以上
支払係数	E_1	E_2	1.00	E_4	E_5
提案の範囲	$0.7 < E_1 < 1.0$	$0.8 < E_2 < 1.0$	-	$1.0 < E_4 < 1.2$	$1.0 < E_5 < 1.3$

* 支払い係数 E_i ： 上表に示す提案の範囲内で応募者から提案を受ける。

係数2：入院患者数（月毎・日平均）

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
実患者数	300人未満	300人以上 340人未満	340人以上 360人未満	360人以上 370人未満	370人以上
支払係数	F_1	F_2	1.00	F_4	F_5
提案の範囲	$0.8 < F_1 < 1.0$	$0.9 < F_2 < 1.0$	-	$1.0 < F_4 < 1.04$	$1.0 < F_5 < 1.06$

* 支払い係数 F_i ： 上表に示す提案の範囲内で応募者から提案を受ける。

看護補助業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

物品管理・物流管理（SPD）業務

管理運営費（固定額）と診療材料、薬品、消耗品等の使用実績額の合計額を、タイプBとして、算定する。応募者は、管理運営費（固定額）を提案するとともに、使用額の抑制に対する考え方と、それに伴う予想使用金額を提案する。

医療機器類の整備・管理業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

医療機器類の更新業務

S P Cは、調達した機器類の検査を行った上で、市は、所定の期間内にS P Cに代金相当額をサービス対価として支払う。

応募者は、更新にかかる費用の抑制に対する考え方と、それに伴う予想金額を提案す

る。

総合医療情報システムの運営、保守管理業務
(後日公表予定)

利便施設運営管理業務

S P C の独立採算業務とすることから、市からの支払は行わない。

一般管理業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

廃棄物処理業務

タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

その他業務

f)その他サービス業務については、S P C の独立採算業務とすることから、市からの支払は行わない。

その他の業務については、タイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

(5) その他費用

その他、S P C の運営に係る費用、出資金の配当、借入金の支払利息等に充当するための費用は、合計してタイプAとして算定する。応募者は、固定額を提案する。

4 減額及び改善提案等による措置

(1) 減額措置

市がモニタリングを行った結果、SPCの責めに帰すべき事由により、SPCの提供するサービスが事業契約に定められた業務要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は、サービスの対価の支払額を減額することができるものとする。

なお、減額の方法等は、応募者からの提案をうける。提案の内容は、リスク分担の考え方等とともに、提案審査の際の評価対象とする。

アベイラビリティ（利用可能状態）に対する減額

モニタリングの結果等により、施設・設備等が事業契約において業務要求水準として定める利用可能な条件を満たさない場合、その利用不可能な状態が発生した期間あるいは事象に応じて、対価の支払額を減額するものとする。

パフォーマンスに対する減額

モニタリングの結果等により、SPCが提供するサービスにおいて、事業契約に定められた業務要求水準が達成されていない場合、その未達成な状態が発生した期間あるいは事象に応じて、対価の支払を減額するものとする。

(2) 改善提案等による措置

市がモニタリングを行った結果、市が事業年毎に定める病院収支計画に対し、SPCが提供する改善提案等により病院収支に改善効果が認められた場合には、SPCの貢献を勘案し、一定の額を支払うことがある。具体的な算定方法及び支払方法は、事業契約において協議の上定める。

5 支払方法

医療機器類の更新業務にかかる対価、及び、総合医療情報システムの運営、保守管理業務を除き、原則として以下のとおり支払うものとする。但し、事業者の提案に従い、事業契約に定める方法により支払うことも認める。

(1) 支払日

算定された金額を、事業期間にわたり、年4回（原則5月、8月、11月、2月）、全60回、消費税を加えて支払う。

支払日	対象期間
5月	前年度の1月から3月まで
8月	当該年度の4月から6月まで
11月	当該年度の7月から9月まで
2月	当該年度の10月から12月まで

* ただし、第1回目の支払については、日割り計算を行う。

(2) 手続き

支払手続きは以下のとおり。

- ・ S P C は市に対して、毎月業務終了後 7 日以内に業務報告書を提出する。
- ・ 市は報告書の提出を受けた後、必要に応じてモニタリングを行う。
- ・ モニタリングの結果、減額の必要がある場合には、業務報告書提出後 1 0 日以内に、S P C に支払額を通知する。
- ・ S P C は、支払対象期間経過後、支払額を集計し、速やかに市に対して請求書を送付する。
- ・ 市は請求を受けた日から 3 0 日以内に支払を行なう。

6 対価の改定及び変更

(1) 技術革新等によるサービスの対価の見直し

市は、平成19年3月31日をもって、実績および技術革新等によるSPCにおける費用縮減の可能性を調査し、その結果をもとにSPCと協議を行い、サービス対価の見直しを行なう。その後は、5年に1回、同様の見直しを行なう。見直しに伴う協議の結果、合意に達しない場合には、契約に定める手続きに従い、当該業務についてSPCの業務から除外するなどの措置をとる。

(2) 物価変動に対する改定

下表の維持管理・運營業務について、初年度に支払われるサービスの対価を基準額とし、毎年度、以下の算式に従って各年度の対価を確定する。改定したサービスの対価は各年度7月1日以降の対価に反映させる。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定の周期は1年に1回とし、毎年4月1日に、下表に示す指標を確認し、前回改定時と比べて1ポイント以上の変動が認められる場合にサービスの対価の改定を行う。

募集要項（提案審査）等に記載の業務項目		使用する指標	算定方法
維持管理費	(2)建設・設備維持管理業務 設備管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 設備管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	改定率
	外構施設保守管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 設備管理(物価指数月報・日銀調査統計局) * 修繕業務については「建物物価指数」- 建築費指数 / 標準指数 / 病院SRC5,000㎡ (建設物価調査会)	改定率 改定率
	警備業務	「企業向けサービス価格指数」- 警備管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	改定率
	環境衛生管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 衛生管理(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	植栽管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 労働者派遣サービス (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
運營業費	(3)病院運營業務(医療法に基づく政令8業務)		
	検体検査業務	〃	〃
	滅菌消毒業務	〃	〃
	食事の提供業務	〃	〃
	医療機器の保守点検業務	〃	〃
	医療ガスの供給設備の保守点検業務	〃	〃
	洗濯業務等	「企業向けサービス価格指数」- 洗濯(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	清掃業務	「企業向けサービス価格指数」- 清掃(物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	(4)その他病院運營業務		
医療事務業務	「企業向けサービス価格指数」- 労働者派遣サービス (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃	
看護補助業務	〃	〃	
物品管理・物流管理(SPD)業務	〃	〃	

募集要項（提案審査）等に記載の業務項目		使用する指標	算定方法
	医療機器類の整備・管理業務	〃	〃
	医療機器類の更新業務	〃	〃
	総合医療情報システムの運営、保守管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 情報サービス平均 (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	一般管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 労働者派遣サービス (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	廃棄物処理関連業務	「企業向けサービス価格指数」- 産業廃棄物処理 (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃
	その他業務 a)危機管理業務 b)健診センター運營業務 c)電話交換業務 d)図書室運營業務 e)会議室管理業務	「企業向けサービス価格指数」- 労働者派遣サービス (物価指数月報・日銀調査統計局)	〃

計算式は以下のとおり。

改定率（修繕・補修業務以外）の場合：
$$AP_t = AP_{t-1} \times (CSPIt-1 / CSPIt-2)$$

改定率（修繕・補修業務）の場合：
$$AP_t = AP_{t-1} \times (BCCIt-1 / BCCIt-2)$$

AP_{t-1} : (t-1)年度のA業務のサービスの対価

CSPIt-n : (t-n)年度の価格指数

BCCIt-n : (t-n)年度の建築費指数

CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)

BCCI : Building Construction Cost Index (建築費指数)

(計算例)

H18年度の支払いが100万円、H18年度の指数が108、H17年度の指数が90の場合：

H19年度改定率 (H18年度の物価反映) = 平成18年度指数 [108] ÷ 平成17年度指数 [90] = 1.2

H19年度のサービスの対価 = H18年度のサービスの対価 [100万円] × 1.2 = 120万円

(3) 業務内容・範囲の見直しに伴うサービス対価の見直し

病院開院後、関連法律が改正された場合、病院事業の規模に変更が生じた場合、及びその他一定の事由が生じた場合には、市は、SPCに対し、随時その旨の通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービスの対価の見直しを求めることができるものとする。

また、タイプBの支払いにおける各レベルを表す需要等の数値、及び、算定式中の係数等については、事業開始から1年が終了した時点で、病院運営の状況を前提に見直しを行い、同様の見直しを技術革新等によるサービスの対価の見直しと合わせて行なう。